

西東京市子どもの権利に関する条例の策定について

(中 間 報 告)

平成21年 8 月28日

西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会

目 次

西東京市子どもの権利に関する条例要綱	1
西東京市子どもの権利に関する条例要綱の解説	8
西東京市の子どもに関する相談機関の現状と課題	29
西東京市子どもの権利に関する条例についての考え方	37
西東京市子どもの権利に関する条例・オンブズパーソン制度要綱案 （議論のまとめに基づく委員長提案）	39
西東京市子どもの権利に関する条例（議論のまとめに基づく委員長提案2）	40

資 料

児童の権利に関する条約	41
西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会会議経過	51
西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会委員名簿	53

西東京市子どもの権利に関する条例要綱

1 条例の目的

西東京市子どもの権利に関する条例は、子どもの権利条約の趣旨に基づいて、子どもの権利を保障し、そのためのしくみを整えることにより、子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

2 条例のことばの使い方

- (1) この条例で、「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。
- (2) この条例で、「誰も」というときは、おとなのほか、子どももそこに含まれます。
- (3) この条例で、「子どもに関わる人」というときは、父母等の保護者、子ども施設（保育園、幼稚園、学校、児童養護施設等）及びその教職員、子どもに関わる民間団体及びその職員、市及び市の職員、地域の人など子どもに関わりを持つすべてのおとなをいいます。
- (4) この条例で、「子どもの育ちを支える人」というときは、父母等の保護者のほか、子どもに関わる専門職をいい、子ども施設の教職員、子どもに関わる民間団体の職員、市の子ども関係機関の専門職員を指します。

3 子どもの権利の日

国連で、子どもの権利条約が採択された11月20日を「子どもの権利の日」と定め、主として、子どもの権利を学んだり、知らせたりする日にします。

4 子どもの権利

- (1) 西東京市では、子どもは、あらゆる場面で、生まれたそのときから権利の主体と

して、子どもの権利が保障されます。その際、年齢や成長にふさわしい形で、次のことが大切にされます。

ひとりの人として尊重され、いのちが大切にされ、ゆたかに育つこと

ひとりひとりの意見や考えが尊重されること

ひとりひとりの最善の利益が図られること

- (2) 西東京市では、子どももおとなも、子どもの権利について学びます。子どもにはその機会も保障されます。また、特に子どもの育ちを支える人は、子どもの権利について理解を深め、子どもが権利を必要なときに行使できるように、子どもを支援しなければなりません。市は、子どもやおとなが子どもの権利を学ぶことを支援するとともに、様々な方法を通じて子どもの権利の普及に努めます。

5 子どもの権利の保障

- (1) 誰も、子どもに、虐待はもちろん、体罰やいじめをしてはいけません。子どもに関わる人は、連携して、子どもへのいじめや虐待の発見と予防に努めます。
- (2) 誰もが、子どもを、ひとりの人として尊重し、子どもの人格を守ります。
- (3) 子どもに関わる人は、子どもの学びを保障します。
- (4) 子どもに関わる人は、子どもの年齢や成長にふさわしい居場所を整えます。
- (5) 子どもに関わる人は、子どもに関わる場面において、子どもの意見や考えを尊重するとともに、子どもが参加できるようにします。
- (6) 子どもに関わる人は、遊びや文化が子どものゆたかな育ちにとって大切であることを認め、子どもの時間を保障します。
- (7) 子どもに関わる人は、子どもが疲れたときに子どもが休むことができることを認め、つらいことから自分のペースで回復できるよう支援します。
- (8) 子どもに関わる人は、子どもの個別のニーズに配慮して、等しく子どもが育つことを支援します。

6 子どもの育ちを支える人の支援

- (1) 市は、家庭での子育てを、そのニーズに即して支援します。そのために、安心して、子育てに関する相談ができる体制を整えるとともに、十分な情報を提供します。
- (2) 市は、子育て、子育てを支援している市民活動との交流と連携を図るとともに、それぞれの特色を発揮できるよう支援します。
- (3) 市は、子どもの育ちを支える専門職の育成とともに、専門職が力をつけることができるよう研修の機会を保障します。
- (4) 市は、はたらく年齢になった子どもが安心してはたらき、暮らせるように事業主と交流し、連携します。
- (5) 市は、子どもの育ちを支える人が、子どもの権利を学ぶことができるように支援します。

7 子どもの意見の尊重と参加

- (1) 市は、子どもに関わることについて、説明責任を果たします。
- (2) 市は、子どもに関わることについて決めるときには、子どもの意見や考えに耳を傾け、それを尊重することを基本にします。
- (3) 市は、あらゆる場面で子ども参加を促進し、子ども参加の支援者の養成と子ども参加を支援するしくみを整えます。

8 子どもにやさしいまちづくりと計画的実施

- (1) 市は、子どもが安全にかつ安心して暮らせる環境を整備するとともに、子どもの権利が保障される子どもにやさしいまちづくりに関する施策を総合的に行います。
- (2) 市は、施策を計画的に実施するために、子どもにやさしいまちづくりに関する計画を策定します。
- (3) 市は、計画を策定するに当たって、子どもの意見を聴かなければなりません。

9 子どもの相談と救済の仕組み

(1) 子どもに関する相談窓口

市は、子どもに関する相談が、子どもに身近な場所で、いつでも安心してできるように、その体制を整えます。相談に対する対応は、子どもの最善の利益の下、相談者の意向を尊重するものとし、相談窓口の特性に応じて、助言、調整、紹介のほか必要な方法によってこれを行うものとしします。

(2) 子どもオンブズパーソンの設置

ア 市は、子どもの権利侵害に対して、相談を受けるとともに、速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、第三者機関として、「子どもオンブズパーソン」を、市長の下に置きます。

イ 子どもオンブズパーソンは、5人以内とし、人格に優れ、子どもの権利に理解や経験のある人で、子どもオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しない者のうちから、市長がこれを任命します。

ウ 子どもオンブズパーソンの任期は、2年とし、再任を妨げません。

エ 子どもオンブズパーソンは、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれませんが、ただし、市長は、子どもオンブズパーソンが心身の故障により職務を続けることができないと認められるときや、子どもオンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認められる場合には、その職を解くことができます。

(3) 子どもオンブズパーソンの職務

子どもオンブズパーソンは、次のことをします。

ア 子ども権利侵害について、子どもまたは子どもに関わる人から相談を受け、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行うこと。

イ 子ども権利侵害について、子どもから救済の申立てを受け、関係者間の調整を行うこと。

ウ 子ども権利侵害について、申立てのあった子どもの救済のための勧告を行う

こと。

エ 子どもの権利侵害について、制度改善のための提言を行うこと。

(4) 子どもオンブズパーソンへの申立て等

ア 誰でも、市内の子どもに関することについて子どもオンブズパーソンに相談することができます。

イ 市に住んでいるか、市内の学校等に通っているか、市内に通勤している子どもは、子どもの権利に関することについて、子どもオンブズパーソンに救済の申立てをすることができます。

ウ イの申立ては、口頭または文書ですることができます。また、法定代理人または任意の代理人によってすることができます。その場合、子どもオンブズパーソンは、子ども本人が同意しているかどうかを確認することができます。

(5) 子どもオンブズパーソンの調査等

ア 子どもオンブズパーソンは、(3)の職務を行うために調査をすることができます。

イ 子どもオンブズパーソンは、調査のために必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類そのほかの記録を閲覧し、またはその写しの提出を求めることができます。

ウ 市の機関は、子どもオンブズパーソンの調査に対して、協力をしなければなりません。また、市の機関は、求めがあった場合には、調査に必要な範囲で、個人情報子どもオンブズパーソンに提供することができます。

(6) 子どもオンブズパーソンによる調整・勧告・提言

ア 子どもオンブズパーソンは、申立てに基づいて、必要な調整をすることができます。調整は、子どもの最善の利益を考慮した上で、子どもの意見や意向を十分に尊重して行われなければなりません。

イ 子どもオンブズパーソンは、申立てのあった子どもの救済のために必要がある

と認めるときは、関係する市の機関に対して、是正の措置等について勧告をすることができます。勧告は、子どもの最善の利益を考慮した上で、子どもの意見や意向を十分に尊重して行われなければなりません。

ウ 子どもオンブズパーソンは、自己の発意で、子どもの権利保障に必要があると認めるときは、関係する市の機関に対して、制度改善の提言をすることができます。

エ イウの勧告及び提言を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

オ 子どもオンブズパーソンは、子どもの権利侵害に関して、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対して、是正等の要望をすることができます。

(7) 報告

ア 子どもオンブズパーソンは、(6)の勧告、提言を行ったときは、関係する市の機関に対し、これらに対してとった措置についての報告を求めることができます。

イ 子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、勧告、提言及びアの報告について公表することができます。

ウ イの公表に際しては、個人情報保護について最大限の配慮をしなければなりません。

(8) 事務局等

ア 市は、子どもオンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置きます。

イ 市は、子どもオンブズパーソンの命を受け、その職務を補助するために、相談調査専門員を置きます。

(9) 子どもオンブズパーソン等の義務

ア 子どもオンブズパーソン及び相談調査専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。職を退いた後も同様です。

イ 子どもオンブズパーソン及び相談調査専門員は、職務を遂行する上で、個人情報

報保護に最大限の配慮をしなければなりません。

(10) 運営状況の報告

子どもオンブズパーソンは、毎年、この条例の救済についての運用状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表します。

西東京市子どもの権利に関する条例要綱の解説

1 条例の目的

西東京市子どもの権利に関する条例は、子どもの権利条約の趣旨に基づいて、子どもの権利を保障し、そのためのしくみを整えることにより、子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

【解説】

西東京市子どもの権利に関する条例の目的について、子どもの権利条約の趣旨に基づいて子どもの権利を保障することと、西東京市を子どもにやさしいまちにすることをあげました。

子どもの権利保障は、この条例の基礎となる考え方です。子どもの権利条約の趣旨に基づくとしているのは、子どもの権利は、この条約に集約して表現されており、この趣旨に基づくことが国際的にも認知されており、そして、今の子どもにとってこの条約に基づく権利保障がとても大切だからです。

子どもにやさしいまちとは、あらゆる場面で子どもの権利が保障されるまちのことをいい、ユニセフで推奨されている考え方でもあります。西東京市では、そうしたまちの実現を、そのしくみの整備を通じて具体的に図ることを目指します。

要綱本文では、児童の権利に関する条約ではなく、子どもの権利条約としてあります。政府訳では、「児童の権利に関する条約」ですが、日本の法律では、児童は、児童福祉法制と学校教育法制では、児童の年齢のとらえ方に違いがあり、また、子どもたちは、児童と生徒を区別して考えているのが普通です。そうだとすると、むしろ、「子ども」とする方がよく、要綱の他の箇所でも、「子ども」という表記を使っていることから、条約名も「子どもの権利条約」としました。なお、日本政府も、

「子どもの権利条約」の表記を認めています。

2 条例のことばの使い方

- (1) この条例で、「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。
- (2) この条例で、「誰も」というときは、おとなのほか、子どももそこに含まれます。
- (3) この条例で、「子どもに関わる人」というときは、父母等の保護者、子ども施設（保育園、幼稚園、学校、児童養護施設等）及びその教職員、子どもに関わる民間団体及びその職員、市及び市の職員、地域の人など子どもに関わりを持つすべてのおとなをいいます。
- (4) この条例で、「子どもの育ちを支える人」というときは、父母等の保護者のほか、子どもに関わる専門職をいい、子ども施設の教職員、子どもに関わる民間団体の職員、市の子ども関係機関の専門職員を指します。

【解説】

ここでは、この条例で使われる言葉の定義をしています。

子どもの権利条約では、子どもを18歳未満としています。その意味で、この条例でも、原則として18歳未満の人を、「子ども」としています。他方で、たとえば、高校生など、学校制度との関係で、同じ学校の中で、子どもの権利が適用される人とそうでない人がいることで不都合が生じる場合があります。そのような場合を典型として、ここでは、「これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。」としました。

この条例で、「誰も」と使っているところがあります。この場合、そこにはおとなだけではなく、子どもも含めて、すべての人という意味で使っています。

これに対して、「子どもに関わる人」といった場合は、子どもに関わるすべてのおとなを指しています。具体的には、本文で定めているように、「父母等の保護者、子ども施設(保育園、幼稚園、学校、児童養護施設等)及びその教職員、子どもに関わる民間団体及びその職員、市及び市の職員、地域の人など子どもに関わりを持つすべてのおとな」を指しています。この場合、いわゆる人だけでなく、施設、民間団体、市も含まれます。

また、「子どもの育ちを支える人」について特に定めているところがあります。この場合の「子どもの育ちを支える人」というのは、父母等の保護者のほかは、子どもに関わる専門職を指しています。具体的には、子ども施設の教職員、子どもに関わる民間団体の職員、市の子ども関係機関の専門職員をあげることができます。

3 子どもの人権の日

国連で、子どもの権利条約が採択された11月20日を「子どもの権利の日」と定め、主として、子どもの権利を学んだり、知らせたりする日にします。

【解説】

子どもの権利の日を定めることとしました。毎年、子どもの権利の日に向けて広報、啓発を行います。11月20日としているのは、この日が国連で子どもの権利条約が採択された日で、同じようにこの日を子どもの権利の日に定めている自治体との交流、さらに国際的な交流も視野に入れた取り組みを行います。

4 子どもの権利

(1) 西東京市では、子どもは、あらゆる場面で、生まれたそのときから権利の主体として、子どもの権利が保障されます。その際、年齢や成長にふさわしい形で、次のことが大切にされます。

ひとりの人として尊重され、いのちが大切にされ、ゆたかに育つこと

ひとりひとりの意見や考えが尊重されること

ひとりひとりの最善の利益が図られること

(2) 西東京市では、子どももおとなも、子どもの権利について学びます。子どもにはその機会も保障されます。また、特に子どもの育ちを支える人は、子どもの権利について理解を深め、子どもが権利を必要なときに行使できるように、子どもを支援しなければなりません。市は、子どもやおとなが子どもの権利を学ぶことを支援するとともに、様々な方法を通じて子どもの権利の普及に努めます。

【解説】

(1)について

西東京市において、子どもは、生まれたそのときから権利の主体として、その権利が保障されることを決めました。

子どもは、これまで保護の対象と考えられがちでした。子どもは、守られたり、支援を受けたり、指導がなされたりすることが必要な場合がたくさんありますが、そうした場合でも常に権利の主体であるとの認識が大切です。子どもは、権利の全面的主体であるという考え方が大切であることは、国連子どもの権利委員会の日本に対する第1回総括所見でも指摘されています（パラグラフ11）。

また、子どもは、乳幼児であっても、権利の保有者です。「生まれたそのときから」としたのは、そのことの認識が大切だと考えるからです（参考、国連子どもの権利委員会・

一般的意見第7号「乳幼児期における子どもの権利の実施」。

ところで、子どもの権利の保障にとって、特に大切なことがあります。子どもの権利条約で、子どもの権利の一般原則とされている4つのことです。一つめが、「生命・生存・発達に対する権利」(条約6条)、二つめが、「差別の禁止に対する権利」(条約2条)、三つめが、「子どもの最善の利益の考慮」(条約3条)、そして、「子どもの意見とその尊重」(条約12条)です。

これを踏まえて、要綱案では、単に、子どもの権利の保障をいうだけではなく、これら大切な4つのことをそれぞれ、生命・生存・発達に対する権利を、「いのちが大切にされ、ゆたかに育つこと」という表現に、差別の禁止に対する権利を、「ひとりの人として尊重され」という表現に、子どもの最善の利益の考慮を、「ひとりひとりの最善の利益が図られること」という表現に、そして、子どもの意見とその尊重を、「ひとりひとりの意見や考えが尊重されること」という表現に込みました。

(2)について

(2)では、子どもの権利の学習について定めています。「子どもの権利」というと、権利の濫用や、わがママを心配する声があります。権利を行使するといって、他人を傷つけることがあってはなりませんし、「権利」だといってわがママを通すことも認められているわけではありません。他方で、声を上げられず、ただがまんをしている子どもたちもたくさんいます。また、声を上げて、はじめてどちらかが譲ったり、お互いに譲ったりしながら、他の人の権利との調整ができることもあります。さらに、声を上げることで、その正しさが認められたりすることもあるのです。

子どもの権利については、これまでそれほど認識されてこなかっただけに、子どもはもちろんのこと、おとなもこれを学び、理解を深めることが大切です。子どもには、自分が持っている権利とは何かについて、身近なことに即してこれを学ぶ機会がなければなりません。また、保育園、幼稚園、学校、施設の教職員、その他行政職員、そして保護

者など、子どもの育ちを支える人は、特に、子どもの権利について理解を深める必要があります。そして、子どもの権利がよりよく行使できるよう子どもを支援することもまた大切です。市は、こうした子どもの権利学習を支援するとともに、様々な方法を通じて子どもの権利の普及に努めるとして、市の広報・啓発についても決めました。

5 子どもの権利の保障

- (1) 誰も、子どもに、虐待はもちろん、体罰やいじめをしてはいけません。子どもに関わる人は、連携して、子どもへのいじめや虐待の発見と予防に努めます。
- (2) 誰もが、子どもを、ひとりの人として尊重し、子どもの人格を守ります。
- (3) 子どもに関わる人は、子どもの学びを保障します。
- (4) 子どもに関わる人は、子どもの年齢や成長にふさわしい居場所を整えます。
- (5) 子どもに関わる人は、子どもに関わる場面において、子どもの意見や考えを尊重するとともに、子どもが参加できるようにします。
- (6) 子どもに関わる人は、遊びや文化が子どものゆたかな育ちにとって大切であることを認め、子どもの時間を保障します。
- (7) 子どもに関わる人は、子どもが疲れたときに子どもが休むことができることを認め、つらいことから自分のペースで回復できるよう支援します。
- (8) 子どもに関わる人は、子どもの個別のニーズに配慮して、等しく子どもが育つことを支援します。

【解説】

ここでは、子どもの権利を保障する人の義務について定めています。ただし、子どもの権利を保障する人たちが、これを積極的にとらえられるように、「保障します。」といった宣言の形をとりました。なお、子どもの権利(4(1))に対応して、やらなくてはならない

ことはたくさんあります。ここでは、子どもの権利を保障する人に共通の、そして今の子どもにとって大切なことについての義務を取り上げました。したがって、これだけに限られないことはいうまでもありません。

また、2の「条例の言葉の使い方」のところでも述べたように、ここで、「誰も」というときには、おとなのほか、子どももそこに含まれます。また、「子どもに関わる人」は、父母等の保護者、保育園、幼稚園、学校を含む子ども施設及びその職員、子どもに関わる民間団体及びその職員、市及び市の職員、地域の人など子どもに関わりを持つすべてのおとながそこに含まれることとなります。

(1)は、体罰やいじめの禁止を定めています。虐待が禁止されることは当然のこととして、さらに体罰、いじめを禁じるものです。これは、おとなから子どもに対するものだけではなく、子ども同士の体罰及びいじめも禁じています。その場合、暴力もそこには含まれません。また、体罰やいじめが、早期に発見され、予防がなされることはなによりも大切なことから、おとなに対して、連携して、発見、予防をすることについて決めました。

(2)は、子どもの人格の保障について定めたものです。これも子ども相互の保障も視野に入れた定め方をしてあります。子どもの人格の保障には、その尊厳が保たれることのほか、プライバシーが守られることが含まれます。

(3)は、子どもの学びについての定めです。学校教育での学習権保障のほか、家庭や学校以外での施設、さらには地域などでも、子どもの探求心に裏付けられた学びの保障は、学習が狭くとらえられがちな今の子どもにとってとても大切なことです。

(4)は、子どもの居場所の保障についての定めです。児童館その他が子どもの居場所になることもありますが、それにとどまらず、子どもが安心していられる場のことを、ここでは居場所とっています。家庭でも、保育園、幼稚園、学校でも、それ以外の施設でも、あるいは地域でもこうした居場所を整えることとしました。

(5)は、子どもの意見表明と参加について定めたものです。参加というと参加制度ととらえられがちですが、ここでは、子どもが関わるあらゆる場面での、意見や考え、気持ちの

尊重を通じて得られる参加を意味しています。子どもが、子どもに関わる場面で主体としていられるかどうかの条件でもあり、とても大切な定めです。

(6)は、遊びの権利について定めています。遊びの重要性は忘れられがちですが、特に乳幼児期の子どもにとっては、遊びは重要なことです。同時に、乳幼児期の子どもに限らず自分らしい時間を過ごすことは、子どもの成長にとって大切なことです。子どもは、遊びのなかで挑戦と失敗を繰り返すことで自ら力をつけていきます。

(7)は、子どもの休息に関する定めです。子どもの休息については、怠けるであるとか、不登校を助長するなど懐疑的な意見もありますが、子どもは周囲の期待に応えようとがんばりすぎるところがあり、その負担が子どもの成長に影響を与えることがあります。子どもが疲れたとき、休むことが大切であることを認識する必要があります。また、特につらいことからの回復に際して、おとなのペースで回復を判断したり、復帰を促したりすることがありますが、子どものペース、子どもの最善の利益からこれを考え、子どもを支援する必要があります。

(8)は、障がいがあったり、日本語を母語としないなど、個別のニーズがある子どもについての定めです。個別のニーズに配慮をするとともに、差別を受けることなく支援されることが大切です。

6 子どもの育ちを支える人の支援

- (1) 市は、家庭での子育てを、そのニーズに即して支援します。そのために、安心して、子育てに関する相談ができる体制を整えるとともに、十分な情報を提供します。
- (2) 市は、子育て、子育てを支援している市民活動との交流と連携を図るとともに、それぞれの特色を發揮できるよう支援します。
- (3) 市は、子どもの育ちを支える専門職の育成とともに、専門職が力をつけることができるよう研修の機会を保障します。
- (4) 市は、はたらく年齢になった子どもが安心してはたらき、暮らせるように事業主と交流し、連携します。
- (5) 市は、子どもの育ちを支える人が、子どもの権利を学ぶことができるように支援します。

【解説】

ここでは、子どもの育ちを支えている人に対する市の支援について定めています。

(1)は、家庭での子育てに対する支援の定めです。支援を必要とする家庭での困難などは、個別の具体的なものであることから、ニーズに即した支援が必要です。「これを相談したら、こうした不利益になるかもしれない」などと、(実際にはそうでなくてもそのように)思わせる相談の体制はふさわしくなく、安心できる相談体制の整備を必要としています。相談ができるという情報を含めた相談についての情報、相談に対して市が提供できる資源についての情報提供は不可欠です。

(2)は、子育て、子育てを支援している市民活動の支援の定めです。子育て支援や子育て支援は、市がこれを直接行うことも大切ですが、こうした支援を行っている市民活動を支援することも大切なことです。こうした市民活動は、それぞれの目的で行われていることから、必ずしも他と交流し、連携して活動がなされているわけではありません。市民活動

が特色を発揮できるよう、交流の場を作ったり、連携をしたりすることは、市の役割としてとても大切です。

(3)は、子どもの育ちを支える専門職を支援する定めです。保育園、幼稚園、学校の教職員、それ以外の施設の職員、さらに市の相談機関などの専門職など、多くの専門職が、子どもたちと関わっています。こうした専門職がその専門性を十分発揮できるようにすることが、子どもの育ちにとって不可欠です。市がこうした専門職の養成に責任を持つこと、研修の機会を保障することを決めました。

(4)は、働く年齢になった子どもの働くことについて定めたものです。この分野は、これまで十分な対策がなされてきませんでした。事業主は、2(3)で子どもの育ちを支える人には入れていませんが、大切なことですので、働く年齢になった子どもの就業について、事業主との交流を深める中で、市の役割を果たしていくことを決めました。

(5)は、子どもの育ちを支える人の子どもの権利学習についての定めです。こうした人たちが、子どもの権利について学び、理解を深めることは、なによりも大切なことです。

7 子どもの意見の尊重と参加

- (1) 市は、子どもに関わることについて、説明責任を果たします。
- (2) 市は、子どもに関わることについて決めるときには、子どもの意見や考えに耳を傾け、それを尊重することを基本にします。
- (3) 市は、あらゆる場面で子ども参加を促進し、子ども参加の支援者の養成と子ども参加を支援するしくみを整えます。

【解説】

市の施策として、子どもの意見表明と参加を保障することを定めるものです。

(1)では、子どもの参加の前提となる、市の説明責任(情報公開、情報提供を含む。)につ

いて定めています。

(2)は、市が、子どもに関わることを決める際の基本原則を示すものです。「子どもの意見や考えに耳を傾け、それを尊重すること」としました。

(3)では、市が、子どもの実質的参加のための条件整備を行うことを定めています。参加にあたっては、形式的に子どもが参加していればよいというわけではなく、実質的にこれが実現される必要があります。そのためには、子どもの参加を促すとともに、しくみとしてこれを整備する必要があります。

また、子どもの参加支援は、子どもの意見や考えを引き出し、子どもの実質的参加を得るためにとても大切です。子ども参加の支援者養成についての定めをもうけました。

なお、ここで、「市」というのは、市長、教育委員会が機関としてこれを実施するものを想定しています。したがって、たとえば、市政における子ども参加、学校における子ども参加はしくみとしてこれが整備されることが期待されています。

8 子どもにやさしいまちづくりと計画的実施

- (1) 市は、子どもが安全にかつ安心して暮らせる環境を整備するとともに、子どもの権利が保障される子どもにやさしいまちづくりに関する施策を総合的に行います。
- (2) 市は、施策を計画的に実施するために、子どもにやさしいまちづくりに関する計画を策定します。
- (3) 市は、計画を策定するに当たって、子どもの意見を聴かなければなりません。

【解説】

市は、子どもにやさしいまちづくりを施策として総合的にこれを行うこととしました。子どもにやさしいまちとは、1の目的のところでも述べましたが、子どもの権利が保障されるまちのことをいいます。また、こうしたまちづくりが、子どもの安全、安心感の醸成

とともに行われることが大切であることから、子どもが安全にかつ安心して暮らせる環境の整備をあわせてあげました。

市は、子どもにやさしいまちづくりに関する施策を計画的に実施するものとし、子どもにやさしいまちづくりに関する計画を策定することとしています。西東京市は、「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」(西東京市子育て支援計画)(平成16年度から平成25年度までの10年間)を策定しています。また、次世代育成支援対策推進法により「市町村行動計画」を策定するものとされているため、「西東京市次世代育成支援行動計画」(第1期 平成17年度から平成21年度)があります。既存の計画を条例上に位置付けることにより、子どもにやさしいまちづくりに関する施策は、一層継続的に行われることとなります。

西東京市でこれまでつくられた計画の策定過程では、市民ニーズ調査や当事者へのヒアリング等が行われています。こうした取り組みを、「子どもの意見を聴く」こととして、これを位置づけました。

9 子ども相談と救済の仕組み

(1) 子どもに関する相談窓口

市は、子どもに関する相談が、子どもに身近な場所で、いつでも安心してできるように、その体制を整えます。相談に対する対応は、子どもの最善の利益の下、相談者の意向を尊重するものとし、相談窓口の特性に応じて、助言、調整、紹介のほか必要な方法によってこれを行うものとしします。

【解説】

子どもに身近な場所での、市の子どもに関する相談窓口についての定めです。子どもに関する相談を、子どもに身近な場所で、いつでも相談できるようにすることはとても大切

なことです。

西東京市では、子ども家庭支援センターのほか、こどもの発達支援センターひいらぎ、教育相談センターなど相談窓口の整備を積極的に行っています。こうした子どもに関する相談窓口について、一般的な定め方ですが、条例でも位置づけることとしました。

今後とも、こうした子どもに関する身近な相談窓口が、それを必要としている人に広がっていくように充実させるとともに、その体制を整備していく必要があります。

(2) 子どもオンブズパーソンの設置

ア 市は、子どもの権利侵害に対して、相談を受けるとともに、速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、第三者機関として、「子どもオンブズパーソン」を、市長の下に置きます。

イ 子どもオンブズパーソンは、5人以内とし、人格に優れ、子どもの権利に理解や経験のある人で、子どもオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しない者のうちから、市長がこれを任命します。

ウ 子どもオンブズパーソンの任期は、2年とし、再任を妨げません。

エ 子どもオンブズパーソンは、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、子どもオンブズパーソンが心身の故障により職務を続けることができないと認められるときや、子どもオンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認められる場合には、その職を解くことができます。

【解説】

子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済や回復につなげる救済機関として、子どもオンブズパーソンを設置することとしました。

市のこれまでの相談窓口と異なるところは、特定の分野に限らない子どもの権利侵害について取り扱うということ、市の特定の機関と関係性を有しない第三者機関であること、

是正の勧告のほか、制度改善の提言など条例に基づいて権限が定められていることなどをあげることができます。調整活動などは既存の機関でも行われているところですが、既存の機関の調整が働いていなかったり、うまくいかなかったりしたときなど、権利救済の観点から、第三者性を生かしてこれを行うことがあります。逆に、既存の機関がうまくいくように制度改善の提言をすることなどもありえます。

アは、子どもオンブズパーソンを設置するとの定めです。権利侵害に対して、救済や回復を図ることを目的とすること、第三者機関であること、市長の付属機関として設置することが定められています。

イは、子どもオンブズパーソンの任命に関する定めです。独任制（一人で権限を行使できる機関であること。）で、複数の委員を予定しています。大切なことは合議をすることとなりますが、機動性、即応性を大事にすることから独任制の仕組みをとっています。上限として5人と人数を定めました。また、第三者性を確保する観点から、「人格に優れ、子どもの権利に理解や経験のある人」であることのほか、「子どもオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しない者」を任命の条件としました。市長の付属機関ということから、市長による任命とし、ウで任期を2年としました。

エは、子どもオンブズパーソンの独立性を確保するための規定です。意に反して、任期中に解職することについて制限を設けました。

(3) 子どもオンブズパーソンの職務

子どもオンブズパーソンは、次のことをします。

- ア 子ども権利侵害について、子どもまたは子どもに関わる人から相談を受け、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行うこと。
- イ 子ども権利侵害について、子どもから救済の申立てを受け、関係者間の調整を行うこと。
- ウ 子ども権利侵害について、申立てのあった子どもの救済のための勧告を行うこと。
- エ 子ども権利侵害について、制度改善のための提言を行うこと。

【解説】

子どもオンブズパーソンが何を行うのかという職務についての定めです。子どもの権利侵害についての職務であることが示されており、ア子どもまたはおとなから相談を受けて、子どもの救済や回復のための助言や支援を行うこと、イ子どもからの救済の申立てを受けて、調整活動を行うこと、ウ申立てのあったことについての救済のための勧告、さらに、エ制度改善の提言についてあげました。

救済の申立ては、子どもによるものとしていますが、(4)に見るように、法定代理人または任意の代理人が申立てをできるとしましたので、子どもを代理するおとなから申立てがなされる場合があります。

調整、勧告は、申立てに基づいて行われますが、提言は、申立てを契機になされるほか、子どもオンブズパーソンの自己の発意で行われることがあります。

(4) 子どもオンブズパーソンへの申立て等

ア 誰でも、市内の子どもに関することについて子どもオンブズパーソンに相談することができます。

イ 市に住んでいるか、市内の学校等に通っているか、市内に通勤している子どもは、子どもの権利に関することについて、子どもオンブズパーソンに救済の申立てをすることができます。

ウ イの申立ては、口頭または文書ですることができます。また、法定代理人または任意の代理人によってすることができます。その場合、子どもオンブズパーソンは、子ども本人が同意しているかどうかを確かめることができます。

【解説】

申立てをすることができるのは誰か、申立てをどのように行うのかについての定めです。まず、アで相談について定めてあります。子どもに関することについての相談については、対象を市内の子どもに関することとしていますが、基本的に誰でもすることができます。

救済の申立てについては、市に住んでいるか、市内の学校等に通っているか、市内に通勤している子どもにこれを限りました。

申立ての方法は、口頭でも、文書でもできるとしてあります。また、法定代理人、任意の代理人によっても申立てができますので、子どもを代理する人であればおとなでも申立てをすることができます。法定代理人は、法律で決められていますが、任意の代理人の場合は、確かに子どもから委任されましたということを示す必要があります。また、法定代理人の場合も、法定代理人の資格によって自動的に申立てができるわけではないので、子ども本人が申立に同意しているかどうかを確かめることができるとしました。

(5) 子どもオンブズパーソンの調査等

- ア 子どもオンブズパーソンは、(3)の職務を行うために調査をすることができます。
- イ 子どもオンブズパーソンは、調査のために必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類そのほかの記録を閲覧し、またはその写しの提出を求めることができます。
- ウ 市の機関は、子どもオンブズパーソンの調査に対して、協力をしなければなりません。
- また、市の機関は、求めがあった場合には、調査に必要な範囲で、個人情報子どもオンブズパーソンに提供することができます。

【解説】

子どもオンブズパーソンの調査権限についての定めです。相談に対して助言をしたり、支援をしたりする場合には多くの調査を要しないこともありますが、子どもの権利侵害について、申立てがなされた場合には、調査に基づいて調整や勧告がなされる必要があります。そのためには、条例に裏付けられた調査の権限があることが大切です。自己発意で提言を行う際にも同様です。

調査の方法としては、関係する市の機関に説明を求め、保有する関係書類その他の記録を閲覧すること、その写しの提出を求めることを定めてあります。こうした調査に対して、関係する市の機関が協力することが不可欠であることから、市の機関の協力義務についても併せて定めました。

また、子どもの権利侵害に関する調査の場合、個人情報の提供を求めることが必要となります。個人情報保護条例において、目的外提供は原則として禁じられていますので、条例に基づいてこれを提供できる仕組みを整えておく必要があります。ウはこれを定めたものです。

(6) 子どもオンブズパーソンによる調整・勧告・提言

ア 子どもオンブズパーソンは、申立てに基づいて、必要な調整をすることができます。調整は、子どもの最善の利益を考慮した上で、子どもの意見や意向を十分に尊重して行われなければなりません。

イ 子どもオンブズパーソンは、申立てのあった子どもの救済のために必要があると認めるときは、関係する市の機関に対して、是正の措置等について勧告をすることができます。勧告は、子どもの最善の利益を考慮した上で、子どもの意見や意向を十分に尊重して行われなければなりません。

ウ 子どもオンブズパーソンは、自己の発意で、子どもの権利保障に必要があると認めるときは、関係する市の機関に対して、制度改善の提言をすることができます。

エ イウの勧告及び提言を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

オ 子どもオンブズパーソンは、子どもの権利侵害に関して、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対して、是正等の要望をすることができます。

【解説】

ここでは、子どもオンブズパーソンの権限について定めています。アは、申立てに基づく調整活動、イは、申立てられたことについての是正のための勧告についての定めです。

調整は、対話的に行うもので、実現可能で一致できる点を見つけること、必要な資源をコーディネートすることにより行われます。子どもがもともといた関係の中で解決を図ろうとする場合、調整によって解決がなされることが好ましい場合がたくさんあります。既存の相談機関でも、相談に基づいて調整を行うのが通例ですが、それが働いていなかったり、うまくいかなかったりする場合に、子どもオンブズパーソンにこれがゆだねられることが予想されます。その場合、既存の機関の本来の機能を回復させることが重要である場合もありますが、既存の機関の調整が失敗している場合には、子どもオンブズパーソンによる調整が行われます。

調整でうまくいかなかった場合など、調整に頼ることができない場合で、申立てられた事柄について、子どもの権利救済の観点から、是正措置を講ずる必要がある場合には、子どもオンブズパーソンは是正の勧告を行います。

申立てに基づく調整、勧告は、子どもオンブズパーソンが、子どもの最善の利益の観点から、よかれと思ってこれを行うことは大切ですが、他方で、子どもの意見や意向に即したものであることが求められます。子どもが救済や回復の主体であるためには、子どもの最善の利益とともに、子どもの意見や意向を尊重する必要があります。

さらに、子どもオンブズパーソンは、申立てられたことについての救済にとどまらず、あるいはこれとは別に、子どもの権利の保障にとって制度改善が必要だと認めるときは、制度改善の提言をすることができます。その場合、子どもオンブズパーソンは、自己の発意で、申立てられたことであるか否かにかかわらず、これを行うことができるとしました。

勧告、提言を受けた市の機関には、これに対する尊重義務が課されています。また、子どもオンブズパーソンは、市の機関以外のものに対しても、是正の要望という形で、意見を表明することができます。

(7) 報告

ア 子どもオンブズパーソンは、(6)の勧告、提言を行ったときは、関係する市の機関に対し、これらに対してとった措置についての報告を求めることができます。

イ 子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、勧告、提言及びアの報告について公表することができます。

ウ イの公表に際しては、個人情報保護について最大限の配慮をしなければなりません。

【解説】

子どもオンブズパーソンが、勧告、提言を行った場合に、関係する市の機関に、これら

に対してとった措置についての報告を求めることができることとしました。

勧告、提言内容の実現を図ることは大切ですが、強制措置がとれないため、とった措置についての報告という形でこれを求め、さらに、勧告、提言の内容に加えて、これに対応する報告について、公表できることとしました。その際、個人情報保護についての配慮は大切です。

(8) 事務局等

- ア 市は、子どもオンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置きます。
- イ 市は、子どもオンブズパーソンの命を受け、その職務を補助するために、相談調査専門員を置きます。

【解説】

子どもオンブズパーソンに関する事務を処理する事務局の定めです。子どもオンブズパーソンの活動が、独立して、第三者性を持って、相談した子どものためになされるためには、その事務を処理する事務局もまたどこかの部署の部門としてではなく、子どもオンブズパーソン事務局として独立して置かれる必要があります。

また、子どもオンブズパーソンの職務を補助するための相談調査専門員についても定めました。相談に対する助言、支援、申立てに対する調整、勧告、さらに提言を行う場合に、相談、調査など、多くの専門的補助を必要とします。子どもオンブズパーソンが機能するかどうかは、独立した事務局と、相談調査専門員の設置にかかっています。

(9) 子どもオンブズパーソン等の義務

- ア 子どもオンブズパーソン及び相談調査専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。職を退いた後も同様です。
- イ 子どもオンブズパーソン及び相談調査専門員は、職務を遂行する上で、個人情報保護に最大限の配慮をしなければなりません。

【解説】

ここでは、子どもオンブズパーソン及び相談調査専門員の義務について定めています。守秘義務とともに、個人情報保護の配慮について規定しました。

(10) 運営状況の報告

子どもオンブズパーソンは、毎年、この条例の救済についての運用状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表します。

【解説】

子どもオンブズパーソンの活動報告に関する定めです。年次報告の市長への提出は、西東京市において子どもが置かれている状況を示すとともに、どのようなことを子どもオンブズパーソンがしてくれるのかを示すことでもあり、子どもの権利救済にとってもまた大切なことです。

平成 21 年 1 月 13 日

西東京市の子どもに関する相談機関の現状と課題

西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会

1 はじめに

西東京市子どもの権利条例策定委員会では、市長から依頼を受けて、西東京市で策定されるべき「子どもの権利に関する条例」の内容について検討をしているところである。

当委員会では、条例による子どもの権利救済機関の設置についてまずは審議することとし、2008年5月15日、6月24日、7月15日の3回に亘り、市内の主要な相談機関からのヒアリングを行った。

以下は、このヒアリングに基づく、相談機関の現状と課題に関する報告である。

2 西東京市の子どもに関する相談機関の概要

西東京市には、子どもや保護者等から広く相談を受ける機関として、「子ども家庭支援センターのどか」、「こどもの発達センターひいらぎ」、「教育相談センター」がある。また、通所園児、児童の保護者を対象として「保育園」、「児童館」で子育て相談が実施され、「女性相談」においても、子どもに関する問題が扱われることがある。

子どもや保護者の課題への対応としては、保育園、幼稚園、小中学校（特別支援学級、特別支援学校を含む。）、「ひいらぎ」への通所、通園、通級、通学および各開放事業のほか、スキップ教室（適応指導教室）への通所、「のどか」による家庭支援、保育園の一時保育（緊急一時保育を含む。）、児童養護施設のショートステイが行われている。当事者間を含む、環境調整型の対応としては、教育相談センターに見られる。

3 西東京市の子どもに関する相談機関の現状と課題

(1) 子ども家庭支援センター・のどか

ア 概要

「のどか」は、子ども家庭支援の中核に位置づけられている。児童虐待等に関する要保護児童対策地域協議会を所管していることから、養育困難家庭のサポートも含めた子育て支援事業を展開している。平成19年10月から先駆型センターとなり、児童相談所の後方支援を受けて動く。市への児童虐待通報等に対しては、必要と判断した場合は48時間以内に現場に見に行き、子どもの安否を確認。一時保護が必要な場合は、児童相談所が主となり、子ども家庭支援センターと連携して対応する。また、市内3つの基幹型保育園ごとのブロックを単位として、ブロック内の各保育園のほか、幼稚園、小学校、民生委員児童委員・主任児童委員などとのネットワーク構築を目指している。

相談機能としては、市内在住の0歳からおおむね18歳までの子どもに関するさまざまな相談に応じる。専用電話による相談を行っており、電話相談による相談が多い。母子保健系の事業として行なっている各種乳幼児健診等から相談につながるケースもある。子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談（子育てに関する不安、虐待、いじめ、不登校、非行など、ちょっと変だな、困ったなと思ったとき）に相談に応じる総合窓口として位置づけられている。要望があれば心理専門相談やさまざまな専門機関を紹介するなどの活動を行っている。

相談は、未就学児に関するものが、約70パーセント、就学後から思春期までの相談が約20パーセント、思春期世代（15～16歳）の相談が2.4パーセント程度となっている。相談者としては、本人からの相談はほとんどなく（0.01パーセント）家族からの相談が54パーセント、近隣からの相談が1.7パーセントとなっている。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として位置付けられている関係から他機関からの相談もあり、全体の42パーセント程度を占めている。

相談の内訳としては、家庭状況や養育困難に関する「養護」を内容とするものが最も多く（38パーセント）、続いて、「育児・しつけ」（29パーセント）、乳幼児の子育て、発達に関する「保健」（12パーセント）、「虐待」（9パーセント）となっている。その他、子どもの性格行動に関するもの（5パーセント）、不登校、非行（各1パーセント）などがある。

対応が必要な相談に対しては、「のどか」の実施事業での対応の他、「こどもの発達センターひいらぎ」、母子保健係、母子自立支援員などのリソースによる対応が行われる。DVに伴う子どもの問題については、のどかと男女平等推進センター・パリテとの連携による対応が行われている。また、保育園、児童館との連携もなされている。対応期間としては、即日から、1年程度要する場合等様々である。

イ 評価と課題

子ども家庭支援・子育て支援の中心的な役割を担っており、十分なネットワーク構想の中で計画されている。他方で、その性格上、子どもからの相談というより、むしろ子育てをする親からの相談、子育て家庭の支援という点に特徴がある。こうしたことから、乳幼児および年少の子どもに関することが事実として多く、思春期の子どもとのつながりが薄いということが課題として上げられる。

課題として、困難を抱え本当に相談を必要としている人はなかなか窓口に来ないという問題がある。広報は、市報、パンフレット、ホームページで行っているが、子育てに関わる民間団体や地域と連携して、養育困難など課題を抱えている家庭を相談につなぐなど、本当に相談を必要としている人に届く精度の高い仕組み作りが課題である。

虐待防止の広報に関しては、出生時に渡す冊子で行っている。冊子は、幼稚園、保育園にも置いてある。子ども向けの冊子はまだない。要保護児童対策地域協議会に実務者会議が設置されたが、情報の共有、情報の交換、連絡体制などは今後の課題である。

市の他機関との連携については、連携先の「人」に左右されやすく、人事異動等の影響を受けるところに問題がある。またケースの担当や連携の仕方も十分確立していない。ネットワーク図としては描かれているが、仕組みとしては確立されていないことから、人的要素によって停滞が生じないように十分な研修を行うとともに、機関間のプロトコル（処理手順）の作成をする必要がある。

（２） 教育相談センター

ア 概要

「教育相談センター」は、教育委員会に設置された教育に関する総合的な相談機関（教育部教育指導課所管）で、「教育相談」、「就学相談」、「言語相談」の３つの相談事業を行うとともに、市内小学校に心理カウンセラーを派遣するなど学校内の相談活動の支援（学校支援）を行うほか、特別支援教育を推進するために、小中学校に学校支援アドバイザー・専門家チームを派遣するなどの支援を行っている。また、「適応指導教室」（スキップ教室）を併設しており、不登校児童・生徒への対応も行っている。

「教育相談」は、幼児から高校生年齢までの子どもを対象として、困っていることや心配事について臨床心理士が相談に応じるものである。インテイク（受付面接）後、心身の発達や親子関係の悩み、いじめや不登校、学業など学校に関する問題などについて、相談に応じて、カウンセリング・プレイセラピーなどの心理的援助を行いながら、一緒に考えていくという対応をしている。電話での相談も受けている。

「就学相談」は、学業や進路についての不安や悩みについて就学相談員が相談に応じる。市立小・中学校特別支援学級（固定制）、都立特別支援学校などへの入学または転学を希望する子どもの就学・転学相談、通級指導学級（情緒・言語）への入級相談などで行っている。

「言語相談」は、言葉の発達や発音の誤りなど、言葉に関する心配なことについて、年に１０回程度、言語訓練士による言語訓練・言語相談として実施している。

全体として、小学生に関しての相談が多く、「教育相談」に関しては、平成１９年度は、不登校、集団不適應、いじめ、情緒不安定など「性格・行動に関すること」が、一般教育相談（２７１件）、電話相談（３６件）ともに多く、教育相談全体の約７割近くを占めている。そのほか、一般教育相談では、子どもの精神・身体に関することが多く（５４件）、電話相談では、しつけ・育て方、親子関係、教師との関係等の相談が多くなっている（３６件）。ケース１件に対する対応回数も大変多くなっている（３６６件の総数に対して延べ６１８９回）。

相談（特に教育相談）に対して、上記のカウンセリング的対応のほか、環境・関係の調整的対応が必要になった場合、教員と子どもの関わりが問題になるようなケースについては、教育相談センターが、相談者に了解を得た上で、学校と連携をして対処することがある。その際、専門的な立場から子どもへの対応について教員へ助言をすることがある。また、学校と保護者の関係調整や、子どものいじめなどで調査を要するケースなどにつ

いては、指導主事が関わって、学校の対応を促し、また指導主事自らが調査、調整を行う。

子どもの問題について学校の中で対応できない場合や、家庭に問題があるケースなどでは、生活福祉課、子ども家庭支援センターのどかなどと連携をとる。行政対応だけでなく、医療機関などを紹介することもある。

イ 評価と課題

教育相談センターは、子どもや保護者に対する専門的援助機関であり、保護者、学校に対し、中立的な立場で相談に応じるものである。子どもや保護者自身に課題がある場合に心理的援助を行い、学校等の現場での対応が必要なケースの場合には、学校・教育委員会（指導主事）の対応を促し、助言をし、さらに必要な場合には関係機関との連携をはかるという重要な役割を果たしている。

しかしながら、逆に、中立的な機関であるということから、相談者に寄り添うことができなかつたり、教育委員会所属の機関であるということから、当事者性を持ったりすることがあり、ケースによっては、相談に対する解決が困難な場合がある。

また、相談機関へのアクセス障害の原因として、秘密保持や、相談をしたあとの対応への不安などが挙げられる。教育相談センターの方針として、本人の了解を得た上で対処することが強調され、その方針に首肯できるが、一般に相談内容が学校に伝わるのではないかと、本人の知らないところで意に沿わない対応がなされるのではないかとといった危惧があるのも事実であり、対応の方針の確認とそうした方針を含めた保護者への理解を促すことも必要であると思われる。

相談対象者としては、義務教育年齢の小・中学生に関するものが多いのは理解できるとしても、高校生年齢の子どもの相談に十分対応できているかどうかについては、検証が必要であり、また課題でもある。

連携関係については、現在の担当者の人的要素が十分反映され、好ましい関係を築いているものと認められるが、人的要素の重要性は認めつつも、人に依存しているという点には留意が必要である。仕組みとして調整し、さらに機関間のプロトコル（処理手順）を確立する必要がある。また、子ども自身からの悩みが、子どもとの関わりの中で話されることが多いことから、あらゆる場面で、関わった大人がこれに確実に対応できるような研修等もまた必要である。

（３） 保育園

ア 概要

子育てに関して、地域のネットワークを図っていこうということから、地域を５ブロックに分け、従来型の保育園を地域型保育園とするとともに、各ブロック１つの保育園に、地域子育て支援センターを併設した基幹型保育園（現在は３ヶ所）の位置づけを与えている。基幹型保育園は、従来の保育園事業に加えて、子育て支援のコーディネート事業を展開し、ブロック内の地域型保育園との連携を図るほか、私立保育園・幼稚園、地域の小学

校、民生委員児童委員・主任児童委員、児童館、認可外保育施設さらに母子保健係と連携し、さらに、基幹型保育園同士が連携することで、子育てに関する地域ネットワークの構築を目指している。現在、認証、認可外の保育園については、公立保育園の栄養士が市内のこれら保育園をまわって献立の紹介などをしたり、イベントへの声かけをしたりしている。

また、基幹型保育園では、「ひろば事業」を実施しており、親子の集いの場の提供、子育てに関する啓発事業、その他情報提供のほか、子育てに関する相談事業を展開している。乳幼児を連れた親が近くで関わるところに意義がある。また、広報は、市のホームページ、パンフレット、ポスター、口コミなどでおこなわれている。

保育園で行われる相談は、比較的気軽になされる相談が多く、コーディネーターが常時これを受けている。必要に応じて栄養士、看護師が対応する。相談内容としては、子どもの基本的な生活習慣に関するものが最も多く約6割を占めている。それ以外は、子どもの健康のこと（2割弱）、発育発達、教育・しつけ、養育不安、虐待の順となっている。相談への対応として、複雑または緊急の対応を要する案件について他機関につなげることも行っている。たとえば、発達に関することで、本人の了解を得た上で、「ひいらぎ」などの機関へ繋いだり、あるいは紹介をしたりする場合もある。虐待の問題は、気が付くことがあれば「のどか」へ繋ぐ。

イ 評価と課題

身近な子育て相談として重要な役割を果たしている。基幹型保育園を核としたネットワークの構想は、地域の保育、子育て機能を高めるものとして期待できるものであるが、まだ十分に構築されていない点が課題となっている。とりわけ、認証・認可外の保育園との関係が十分作られておらず、認証・認可保育園以外の子育て施設や教育分野との連携が不十分である。

相談への対応としては、基本的には他機関へ繋ぐことでこれを行っており、ネットワークをベースとしたリソースの利用型の対応となっている。こうしたリソース利用型の場合、特に連携先とのプロトコル（処理手順）は重要であり、十分な検討と作成が課題である。

（４） 児童館

ア 概要

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、主に乳幼児から高校生年代（0歳～18歳）までを対象とし、年齢の異なる子ども達が一緒に遊んだり、様々な体験をしながら、共に育っていくことを目的とした“地域の遊び場”を提供している。児童センターには、体力増進を図る設備があり、体力増進指導委員という専門の職員が配置されている。西東京市内には、13ヶ所・1分室の児童館・児童センターがある。

児童館では、乳幼児のための事業、子育てひろば事業（子育てに関する悩みや疑問の相談）、小学生以上の活動、地域との交流事業、キャンプやスキーなどの児童館合同事業など

の「児童館事業」が行なわれている。放課後帰宅しても保護者等が就労や疾病等によりみることができないおおむね小学校1年生から4年生までの児童を対象とする「学童クラブ事業」との併設館もある。

「相談事業」は、子育て広場補助員や児童館職員と保護者との話し合い、子どもとの遊びを通じた信頼関係の中で行われることが多い。相談内容としては、保護者からの相談では、子どもの健康のこと、教育・しつけのこと、基本的な生活習慣のこと、発育・発達のこと、家庭・生活環境のことが多くなっている。乳幼児に関することが多い。具体的には、友達にすぐ手を出したりかみついたりするなど子どものトラブルや性格のことや、じっとしていられず集団生活になじめないという訴え、乳幼児検診での指摘事項などがある。職員が、アドバイスをするほか、基幹型保育園や母子保健係との連携で、保健師、栄養士の専門職が相談に乗ることもある。

子どもからの相談としては、遊びのトラブルや友人関係、健康・からだのこと、家庭・生活環境についての相談が多く、勉強がわからないであるとか進路などについての相談もある。中高生の相談は、件数としては多くないものの深刻なケースもある。進路、不登校、自分の性格についての相談が多くなっている。

相談に対する対応として、虐待など深刻なケースは、関係機関との意見交換の場を設けており、児童青少年課に連絡をした後、子ども家庭支援センター「のどか」に繋ぐという仕組みをとっている。教育委員会との連携体制が整ってきており、子ども家庭支援センター「のどか」との連携、学校現場・教育相談センターとの連携も図っている。学童クラブと学校は、1学期に1回程度は何らかの形で連絡調整を行なっている。必要がある場合は、個々に対応をし、児童館長が学校運営協議会に参加するなどしている。子どもの日々の様子について、気になる子どもについては、情報の共有、見守りの強化をしている。

イ 評価と課題

子どもの居場所としての機能とそこでの相談事業は重要なものと思われる。たとえば、帰宅時間に帰りがたがらない子どもなど、学校現場では必ずしも把握されない家庭の問題が集約される点には留意する必要がある。

児童館事業の実施について、人的な要素に依存している部分が多く、メリットがある反面、その分の課題もある。相談についてもそうした特色を生かしたものまたは反映したものとなっている。人の問題は重要であることは意識しつつ、ふさわしい職員が安定的に確保されるよう務めるとともに、人に依存しない仕組み（研修を含む。）を作ることも重要である。

連携については、以上のとおり教育委員会との連絡体制が整いつつあるが、日常的な部分での学校現場との情報の共有がうまく図られていない。課題を抱えている子どもに関して、連携をとる必要がある場合があるが、個人情報保護のルールに従って情報の共有を含む事案の処理の手順を確立する必要がある。

また、現在のところ、中高生世代の利用が十分ではなく、この世代に対する相談も十分

ではない。児童館が、児童福祉施設の中で、唯一の開放型通所施設であること、さらに、数は少ないが寄せられた相談からみて児童館における相談事業の重要性がうかがわれることから、児童館が居場所であること、児童館で相談ができること、その相談がどのように解決や改善に向かうかなど、中高生世代への環境整備とともに、広報に務めることが課題である。

4 総括 子どもの救済機関についての提案骨子

西東京市では、以上検討をしてきた「子ども家庭支援センター・のどか」、「教育相談センター」、「基幹型保育園」、「児童館」といった相談機能を持った施設が設けられている。それぞれ、のどか、保育園、児童館は児童福祉の観点からの子ども支援、子育て支援（家庭支援）、また、教育センターは、教育支援の施設として、それぞれの特色を生かした相談事業を実施しており、相談への対応としても、独自のリソースによる支援、他機関のリソースとの連携と利用、調整的解決・改善などが実施されている。今後も、こうした施設の機能の充実と施設間および他機関とのネットワークの構築と連携を進めることは重要であると思われるが、他方で、以下の点に留意した第三者性があり、かつ子どもに寄り添って活動可能な独立の機関を設ける必要がある。

制度改善を促す機関が必要である。

いい意味での人的要素を生かしながら、悪い意味での人的要素に左右されない子どもの救済のために、各組織におけるケースの処理手順、組織間の連携のための処理手順を確立する必要が認められた。しかしながら、必ずしもその確立を促したり、機関を超えてケースをスーパーバイズし、救済の在り方にフィードバックする仕組みがないことから、これを確立することは困難である。個々の事例から学び、子どもの観点から、それぞれの組織の機能を生かし切り、生きたネットワークとしてそれぞれの役割を働かせるために提言をし、こうした点を促進する機能を持った機関が不可欠である。また、その機能を微細に果たすために、一定の調査機能を持ったしくみとしてそれを新たにつくる必要がある。

「ひとりの子ども」から総合的に問題解決のアプローチをする機関が必要である。

子どもの問題は、福祉、教育、青少年など多角的にアプローチが可能であり、西東京市においてもこれが具体化されている。こうしたしくみが重要であることはいうまでもないが、逆に問題を細分化する傾向を持つことにも留意をする必要がある。子育てや、教育といった子どもの環境的、分野的課題から子どもにアプローチするだけでなく、「ひとりの子ども」から、環境的、分野的課題に手が届くような救済のしくみが、子ども一人一人にとっては重要であり、そうした活動を行うことのできる機関が必要である。

子どもの意見を尊重し、第三者性をもって子どもに寄り添い活動のできる機関が必要である。

各分野からのアプローチは、その分野固有の論理があることから、「その子ども」に寄り

添いきれず、しばしばそこから離れて、それぞれの分野あるいはその組織の論理（おとなの論理であったり、行政の論理であったりする場合もある。）の中で解決や改善が志向される傾向があることにも留意する必要がある。また、子どもの意思や意見を聴くことなく後見的に対応する場合もある。子どもの最善の利益はもとより重要であるが、子どもに寄り添い、子どもが解決のプロセスに参加し、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの力を信じて問題に臨み、子どもが置かれている諸問題を調整しつつ救済を図る機関が必要である。

条例でその活動が裏付けられた機関が必要である。

そして、こうした仕組みを確立するためには、子どもひとりの観点からいろいろな機関にかかわりを持つ可能性があることから、そのしくみで何ができるかを明確にするとともに、その権限を条例で根拠づけることが必要である。また、そうしたしくみが子どもにとって利用しやすいものでなければならず、十分な広報はもちろんのこと、相談が困難な子どもにもつながれるしくみを工夫すること、さらに思春期の子どもからの相談が十分でないことをふまえると、とくにこの世代の子どもへの配慮をすることが望ましい。

2009年2月23日

西東京市子どもの権利に関する条例についての考え方

西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会

西東京市では、西東京市子ども福祉審議会の提案を受けて、子どもの権利に関する条例の策定に向け、西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会でその内容の検討を行っています。委員会ではこれからの審議に向けて、子ども、子どもの権利、条例についての考え方について次のようにまとめました。

子どもとは何だろう 子どもにとって大切なこと

子どもは生まれてすぐにひとりで生きていくことはできません。でも、大人になるまでの間に少しずつ育ちその力をつけていきます。子どもにはそうした力があります。

そして、子どもが育つためにはたくさんの人のサポートが必要です。家族など家庭的な環境は子どもに大切ですし、学校など子どもが多くのかを学ぶ環境は子どもに欠かすことのできないものです。遊びの空間や環境も、そしてそれを支える地域も子どもにとって大切なものです。

このことは、子どもは、こうした関わりを持っている周りから影響を受けやすいということでもあります。「必要な栄養がとれていれば」、「虐待を受けることがなければ」、「いじめられることがなければ」、「事故に遭うことがなければ」など、多くの事件や事故で、子どもにとって関係する人たちの大切さをあらためて知ることができます。

それと同時に、仮に、子どもが十分な環境にいなかったとしても、それは不幸なこととしてそのままにしてはならないとの思いを強くします。子どもの周りの関係を整え、うまく子どもに関われない人を支援することも、子どもにとってとても大切なことです。

子どもの権利とはなんだろう 子ども主体として

子どもには生きる権利があり、たまたま背負うことになった境遇でこれが損なわれてはならないし、子どもが持っている資質などによっても差別されてはなりません。子どもの権利を保障する際には、上でみたことも含めて、まわりの大人はそのために大きな義務や責任を負っています。こうした関係は、学ぶこと、幸せを求めること、自分自身であり続けることなど、それを権利と呼ぶことができるあらゆる場面で共通にいうことができます。

そして、もう一つ大切なことがあります。大人が子どもに負っているこうした義務や責任が子どもの権利を保障するためであるということは、単に、「大人がしてあげる」ということではないということです。大人が実際に子どものためにしてあげていることはたくさんあります。でもとても気になるのは、それがしばしば、「子どものため」といいながら、大

人の事情や考えが優先され、なされたことが結果として子どものためになっていないことがあるということです。「子どもにとってこれがいいんだ」として行われたことで、それが気づかれずにやり過ごされていることもたくさんあります。上で述べたようなことが子どもの「権利として」大切だというのであれば、場合によっては大人の事情や考えをおいておかなければいけないときもあるはずです。

それでは、本当の意味で子どものためということはどういうことなのでしょう。子どもをかわいいといって、力まかせに抱きすくめれば、子どもは痛がります。ときに苦痛と思うこともあるでしょう。子どものためということは、子どもを大人の思いや考えの対象にするのではなく、子どもを主体として尊重するということです。子どもは、少し大きくなれば意見として、そしてどんなに小さい子どもでも、その思いや考えをもちます。子どもによって表されたこうした思い、考え、意見を中心に大人が考えることができるようになったときに、大人の関わりは、それが最終的に子どもの考えと異なった対応をしななければならない場合でも、本当の意味で子どものためになり、その権利を保障したことになるのではないのでしょうか。

西東京市の子どもの権利に関する条例

西東京市ではこうした子どもと子どもの権利についての考え方にもとづいて、子どもの権利に関する条例の制定を検討しています。その骨子は次のとおりです。

- 子どもの権利についての考え方がきちんと示され、それが一人ひとりの権利保障につながるようなものであること。
- 子どもの権利の保障についてのしくみが示されること。その際、子どもの意見が子どもが関係をもっている場でうまく反映できるようにすること、子どもの意見表明や参加の支援を位置づけること、子どものための施策を検証できるようにすること。
- 子どもの救済の仕組みを作ること。その際、子どもの思いや考えに添いながら、独立性を持って活動できるしくみとすること、また、現在の相談等のしくみがうまく生かされ、それぞれの機能を促進する役割を果たすものであること。
- 子どもにやさしいまちづくりという観点を持って、子どもの権利保障を立体的に捉えること。
- 条例制定のプロセスで、西東京の現状を踏まえ、西東京の資源を生かすとともに、条例づくりの段階から、子どもの意見が反映されるようにすること。

西東京市子どもの権利に関する条例・オンブズパーソン制度要綱案（議論の
まとめに基づく委員長提案）

平成21年7月13日

- 設置の必要性について
つらくてどうしようもないことをされた子どもの存在，そのときの対応として「がまんした」「何もできなかった」「何もしなかった」層へ繋がる必要性。18歳に達するまでの切れ目のない救済。子どもに寄り添った活動。相談から救済に結びついた活動。分野横断的活動。法的裏づけのある機関。独立性のある第三者機関。
- 相談・救済活動の内容
子どもに寄り添った活動。こじれたケースの第三者的対応，調整。関係機関のコーディネート。本来の役割を果たすことの促進と支援。いい関係等だけでなく勧告権限。
- 提言活動
救済から制度改善。子どもに優しい観点からの提案・アドヴォカシー。子どもの権利の啓発。
- 組織体制
オンブズパーソン（ 名以内），事務局体制が重要。調査専門委員体制。
- 課題
活動の指針（中立，独立，公正／子どもの立場，独立，公正）
既存の機関との関係
組織体制と財政的裏づけ

西東京市子どもの権利に関する条例（議論のまとめに基づく委員長提案２）

平成21年8月3日

- この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもに優しい西東京市をつくるために制定します。
- 西東京市では、子どもは、権利の主体として、その成長にふさわしい形で、次のことが大切にされます。
 - 一人の人間として尊重され、ゆたかに育つこと
 - 一人一人の意見や考え
 - その子どもにとっての最善の利益
- 西東京市では、子どももおとなも、子どもの権利について学びます。
- 西東京市では、子どもの育ちを支援します。
 - 子どもに体罰をしてはいけません。
 - 子どものプライバシーは守られなければなりません。
 - 個別のニーズに配慮し、等しく子どもが育つことを支援します。
 - 子どもの成長や世代にふさわしい居場所の整備と居場所への支援をします。
 - 安心して学び・暮らせる環境を整備するとともに、いつでも相談ができるしくみを整えます。
- 西東京市では、子どもの育ちを支える人を支援します。
 - 市は、子育てを支援します。そのための相談、情報提供をします。
 - 関係者間の交流と連携を図ります。
- 西東京市では、子どもの意見を尊重します。
 - 情報公開、情報提供を始めとして説明責任を果たすとともに、関係者は、子どもの意見や考えに耳を傾け、それを尊重することを基本にします。
 - 子どもの参加を促進し、子ども参加を支援するしくみを整えます。
- 子どもに優しいまちづくりの計画の作成
- 救済機関

外務省ホームページより

1989年11月20日

国際連合総会第44会期採択

平成6年5月16日条約第2号

「児童の権利に関する条約」

全文

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。

2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。

2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

(a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。

(b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。

(c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。

(d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。

(e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアール、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

(a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。

(b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。

(c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。

(d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。

2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。

(b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。

(c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。

(d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。

(e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

(f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって收容された児童に対する処遇及びその收容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第 28 条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 29 条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第 31 条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第 32 条

1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

(a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。

(b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。

(c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

(a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。

(b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。

(c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第36条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第37条

締約国は、次のことを確保する。

(a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。

(b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。

(c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。

(d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第38条

1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第40条

1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊

重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。

(a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。

(b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。

(i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。

(ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。

(iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。

(iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

(v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。

(vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

(vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

(a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。

(b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第 41 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法律

(b) 締約国について効力を有する国際法

第 2 部

第 42 条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第 43 条

1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。

2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた 10 人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。

3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。

5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ

投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。

7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。

8 委員会は、手続規則を定める。

9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。

11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第44条

1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。

2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。

3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1(b)の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。

4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。

6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、(a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

(b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。

(c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。

(d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第3部

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第 49 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目に効力を生ずる。

第 50 条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から 4 箇月以内に締約国の 3 分の 1 以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1 の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の 3 分の 2 以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第 51 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第 52 条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 53 条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第 54 条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

= 西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会会議経過 =

	開催日	審 議 内 容	傍聴
第 1 回	平成 20 年 1 月 22 日	子どもの権利に関する条例の策定について（依頼）	なし
第 2 回	3 月 28 日	(1) 策定のスケジュールについて (2) アンケート調査について (3) 西東京市の現状把握 相談・救済窓口の現状 (4) 市民・子どもワーキングについて	1名
第 3 回	4 月 28 日	アンケート調査について	なし
第 4 回	5 月 20 日	アンケート調査について	なし
第 5 回	6 月 24 日	(1) 市内の相談機関（教育相談センター）について (2) 市内の相談機関（基幹型保育園）について	なし
第 6 回	7 月 15 日	(1) 市内の相談機関（児童館）について (2) 目黒区視察報告 (3) 子どもワークショップについて	なし
第 7 回	8 月 28 日	(1) アンケート調査について (2) 子どもワークショップについて (3) 議会での意見について	なし
第 8 回	9 月 29 日	(1) アンケート調査について (2) 講演 子ども権利に関する条例について	なし
第 9 回	10 月 24 日	(1) アンケート調査について (2) 子どもの救済機関について	なし
第 10 回	11 月 25 日	(1) 子どもの権利に関する相談機関の現状と課題について (2) 子どもヒアリングについて	なし
第 11 回	12 月 22 日	(1) 子どもに関する相談機関の現状と課題について (2) 西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査報告書について (3) 子どもヒアリングについて	なし

第12回	平成21年 1月13日	(1) 意識アンケート調査の分析について (2) 各委員からの条例案について (3) 普及啓発について (4) 子どもヒアリングの今後の予定について	なし
第13回	2月23日	(1) 西東京市子どもの権利に関する条例案骨子について (2) 意識アンケート調査の分析について (3) 施設ヒアリング報告と今後の子どもヒアリング実施について (4) 子どもの権利ニュースについて	1名
第14回	4月14日	(1) 西東京市子どもの権利に関する条例についての考え方 (2) 子どもヒアリングについて(子ども日本語教室・聖ヨゼフホーム) (3) 子どもの権利に関する条例策定委員会スケジュール	3名
第15回	5月11日	東京市子どもの権利に関する条例案について	2名
第16回	6月23日	(1) 西東京市子どもの権利に関する条例案について (2) 子どもヒアリングについて	2名
第17回	7月13日	(1) オンブズパーソン制度について (2) ワークショップまとめ (3) 子どもヒアリングについて	1名
第18回	8月3日	(1) 子どもヒアリングについて (2) 西東京市子どもの権利に関する条例案について	1名
第19回	8月25日	西東京市子どもの権利に関する条例要綱について	1名

西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会 委員名簿

選出区分	推薦・所属等	氏 名
学識経験者	獨協大学大学院教授	野村 武司（委員長）
	人権擁護委員	猪原 英彦（副委員長）
	早稲田大学講師	安部 芳絵
学校関係者	西東京市立小学校長会	神山 政明（平成21年3月まで）
		丸山 久美子（平成21年4月から）
	西東京市立中学校長会	木曾 友仁（平成21年3月まで）
		中島 理智（平成21年4月から）
地域関係者	小児科医	梅村 浄
	西東京市青少年問題協議会	嶋田 安民
	西東京市主任児童委員	古川 祐子
市民委員	公募市民	石田 裕子
	公募市民	小林 章子